

大阪家庭裁判所司法行政事務処理規程（平成元年大阪家庭裁判所規程第一号）

平成十一年三月二三日全部改正

平成十三年六月二〇日一部改正

平成十四年三月一九日一部改正

平成十五年六月二四日一部改正

平成十六年一月二一日一部改正

平成十九年一月二一日一部改正

平成二十年一月一九日一部改正

平成二十三年一月二〇日一部改正

平成二十六年六月二〇日一部改正

大阪家庭裁判所

大阪家庭裁判所司法行政事務処理規程

第一章 総則

(趣旨)

第一条 大阪家庭裁判所の司法行政事務の処理については、法令及び最高裁判所の規則に規定するものほか、この規程の定めるところによる。

第二章 裁判官会議

(裁判官会議の組織)

第二条 裁判官会議は、次に掲げる者の全員で組織する。

一 所長

二 大阪家庭裁判所の裁判官の配置に関する規程に定める部又は係に配置された判事及び判事の権限を有する判事補

(裁判官会議の招集)

第三条 定例の裁判官会議は、毎年六月及び十二月に招集する。ただし、やむを得ない事情があるときは、右の招集月を変更することができる。

2 裁判官会議を組織する裁判官の三分の一以上が会議の目的及び招集の理由を明らかにして請求したとき

は、大阪家庭裁判所長（以下「所長」という。）は速やかに裁判官会議を招集しなければならない。

（裁判官会議の議題提出等）

第四条 裁判官会議を組織する裁判官は、裁判官会議に議題を提出することができる。

2 裁判官会議を組織しない裁判官は、裁判官会議に出席して意見を述べることができる。

（裁判官会議の議事録の作成）

第五条 裁判官会議の議事録の作成者は、裁判所事務官の中から所長が命じる。ただし、裁判官会議において裁判所事務官を立ち会わせることが不相当であると認めるときは、出席した裁判官の中から所長が指名する。

第三章 常任委員会

（常任委員会の設置等）

第六条 大阪家庭裁判所に常任委員会を置く。

2 常任委員会は、裁判官会議に必要な事項を準備し、この規程及び大阪家庭裁判所の他の規則又は規程の定めるところにより常任委員会の議により処理すべきものとされた司法行政事務を処理するほか、この規

程の定めるところにより所長が行うこととされた司法行政事務につき、その諮問に応じて意見を答申する。

(常任委員会の組織)

第七条 常任委員会は、次に掲げる者で組織する。

一 所長

二 司法行政事務について所長を代理する裁判官(以下「所長代理裁判官」という。)のうち、家事部における代理順序が先順位の裁判官並びに少年部における代理順序が先順位の裁判官

三 裁判官会議を組織する裁判官(前二号の裁判官を除く。)で、本庁の家事部又は少年部を本務部とするものが、それぞれ家事部又は少年部において互選した裁判官各二人(以下「互選委員」という。)

四 支部長

2 常任委員である裁判官に引き続き差し支えがあるときその他特に必要があるときは、所長は、常任委員会の同意を得て、他の裁判官に常任委員の事務を行わせることができる。

(常任委員会の運営)

第八条 常任委員会は、所長が必要に応じて招集する。

2 常任委員会の事務は、所長が委員長となり、これを総括する。委員長に差し支えがあるときは、所長代理裁判官が、その代理順序に従い、委員長の職務を行う。

(互選委員の任期等)

第九条 互選委員の任期は毎年六月期の定例の裁判官会議の翌日から翌年六月期の定例の裁判官会議の日までとし、再任を妨げない。ただし、互選委員の本務部が、任期の途中で、家事部から少年部に、又は少年部から家事部に変更されたときは、当該委員の任期は終了する。

2 互選委員は、毎年六月期の裁判官会議の前に選出し、六月期の定例の裁判官会議で報告する。

3 互選委員は、正当な事由があるときは、委員長の許可を得て、委員を辞任することができる。

4 互選委員に欠員が生じたときは、速やかにその後任の選出を行い、直後の定例の裁判官会議で報告する。

5 前項の定めにより選出された互選委員の任期は、前任者の任期の残期間とする。

(常任委員以外の裁判官の出席等)

第十条 常任委員以外の裁判官は、常任委員会に出席して意見を述べることができる。ただし、常任委員会において差し支えがあると認めるときは、退席を求めることができる。

(常任委員会の手続)

第十一条 常任委員会の手続は、この規程に定めるもののほか、裁判官会議の例による。

第四章 司法行政事務の委任

(常任委員会への委任)

第十二条 裁判官の回避の許可は、常任委員会の議により処理する。

2 前項に掲げる事項について、緊急の事情のため常任委員会を開くことができないときは、所長は応急の措置を講じることができる。

3 所長は、前項の定めにより応急の措置を講じたときは、その内容について次回の常任委員会において承認を得なければならぬ。

(所長への委任)

第十三条 次に掲げる事務及び常任委員会の議により処理することとされた事務を除き、司法行政事務は、所長に委任する。

一 規則及び規程の制定及び改廃に関する事項

二 裁判事務の分配、裁判官の配置及び裁判官に差し支えがあるときの代理順序に関する事項

三 開廷の日割りに関する事項

四 所長、支部長及び部の事務を総括する裁判官に差し支えがあるときの司法行政事務の代理順序に関する事項

五 裁判官分限法（昭和二十二年法律第一二七号）第六条の規定による申立て及び同法第八条の規定による

抗告に関する事項

（常任委員会への諮問）

第十四条 所長は、前条各号に定める事項について下級裁判所事務処理規則第十九条の規定により応急の措置を講じようとするとき及び次に掲げる事項について処理しようとするときは、あらかじめ常任委員会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りでない。

一 裁判所の設置、移転、廃止、権限及び管轄区域の変更に關する意見の具申

二 裁判官のてん補に関する事項

三 各種委員（常任委員及び家庭裁判所委員会委員を除く。）、各種指導裁判官等となる裁判官の指名、選

任、解任等に関する事項

四 所長が必要と認めた事項

2 所長は、前項ただし書の定めにより事務を処理したときは、その事務の内容を次回の常任委員会に報告しなければならぬ。

附 則

1 この規程は、平成十一年三月二十四日から施行する。

2 この規程の施行の際現に常任委員会のある者は、この規程に基づいて選出され、就任したものとみなす。

附 則

この規程は、平成十三年六月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成十四年三月二十日から施行する。

附 則

この規程は、平成十五年八月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成二十年一月一日から施行する。

2 平成二十年一月から就任する常任委員会の互選委員については、この規程により選出されたものとみなす。ただし、その任期は、平成二十年六月期の定例の裁判官会議の日までとする。

附 則

この規程は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十六年六月二十日から施行する。